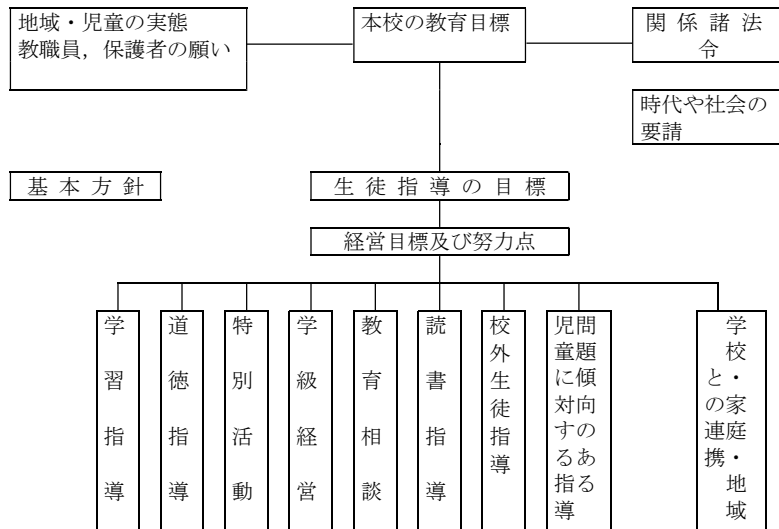


# 令和6年度 大明丘小学校いじめ防止基本方針

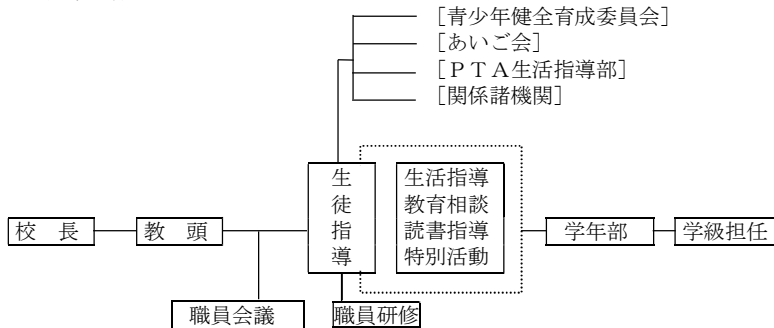
## (1) 全体構想



(2) いじめ防止対策組織（生徒指導の構造図）

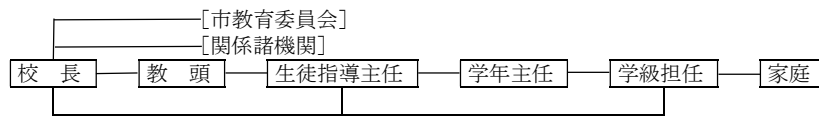


① 校内指導組織



- 生徒指導の体制
  - ・ 随時「心の教育推進委員会」を実施し、職員間の共通理解
  - ・ 毎月初めにいじめアンケートを実施し、問題の早期発見と早期対応
- 教育相談の体制
  - ・ 教育相談月間の（11月・2月）活用と充実
  - ・ 気になる子どもの継続的な教育相談
  - ・ 専門機関（児童相談所・県総合教育センターなど）との連携
  - ・ 管理職や学年主任・生徒指導係への報告・連絡・相談の徹底
- 職員研修の体制
  - ・ 夏季休業中の研修の充実
  - ・ 計画的な生徒指導事例研修の実施

② 事故発生時における連絡系統及び指導組織



○ 連携する機関及び連絡先

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県警察本部(少年サポートセンター)	232-7869
鹿児島市中央警察署	222-0110
県総合教育センター教育相談課	294-2788
県中央児童相談所	264-3003
鹿児島市子ども福祉課	216-1260

③ 不登校傾向児童については以下のような点に注意する。

- 断続的な欠席及び遅刻（理由の如何に関わらず）の確認
- 保護者、本人との相談(欠席に対する認識)
- 担任：保護者 → 学年会 → 事例検討会 → 対策委員会（※ケースに応じてSSW、民生委員、教委の指導・助言）

④ 年間計画

月	計画及び実態把握	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	教育相談	心の教育推進委員会	職員研修
4	1学期の活動計画の検討	いじめ問題を考える週間		相談期間	随時実施	
5	心の教育推進委員会(前年度からの引継児童の共通理解) ニコニコ月間 いじめの実態調査・分析	いじめ防止標語づくり	児童総会		随時実施	
6	いじめの実態調査・分析	校内人権週間			随時実施	
7	活動評価				随時実施	
8	事例研修による児童の実態把握・分析				随時実施	事例研修
9	2学期の活動計画の検討 いじめの実態調査・分析	いじめ問題を考える週間			随時実施	
10	心の教育推進委員会 いじめの実態調査・分析				随時実施	
11	いじめの実態調査・分析	校内人権週間		相談月間	随時実施	
12	活動評価				随時実施	
1	いじめの実態調査の分析 3学期の活動計画の検討	いじめ問題を考える週間			随時実施	
2	実態に基づいた対応策の検討 心の教育推進委員会全体会		児童総会	相談月間	随時実施	事例研修
3	年間反省				随時実施	

(3) いじめの未然防止について

いじめは、全ての児童に関する問題であるという認識のもと、児童が安心して学習やその他の活動に取り組めるよう学校内外を問わずいじめを行わないようにするとともに、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、学校が校内に、いじめ防止等に関わる委員会を設置し、組織的・積極的・継続的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

① 具体的な取組

○ 通常時

- ・ 毎月、管理職及び、生徒指導係を招集し、心の教育推進委員会を実施する。
- ・ 生徒指導係が中心となり、年間活動計画・活動内容計画案を作成する。
- ・ 学級PTAやPTA総会時を活用し、保護者への啓発・協力要請をする。
- ・ 管理職及び、生徒指導係が中心となり、有識者・専門機関と連携を取り、情報を共有する。

○ 緊急時

- ・ 緊急いじめ防止対策委員会の開催(管理職が中心となり、教育委員会・警察・関係機関に連絡)
- ・ 管理職・生徒指導係・関係職員による、発生事例に関わる指導方針の決定と具体的な行動の提示
- ・ 有識者との連携(メンタルヘルスケア・SSW・スクールカウンセラー)
- ・ 関係職員が中心となり、家庭との連携を密に行う。

○ 「ニコニコ月間」の具体的な取組

- ・ いじめ防止標語の作成
- ・ 道徳や学級活動の充実
- ・ 教育相談の実施

- 「いじめ問題を考える週間」の具体的な取組
  - ・ 「転入生と語る週間」の位置付け
  - ・ 学年朝会で、講話や読み聞かせを実施する。
  - ・ 学校便りや学級通信などで、保護者への啓発を行う。

② 反省と改善

毎年3月に反省と次年度への引継を行う。(年間計画参照)

(4) いじめの早期発見について

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止と早期発見に全職員で取り組むことを目的とする。

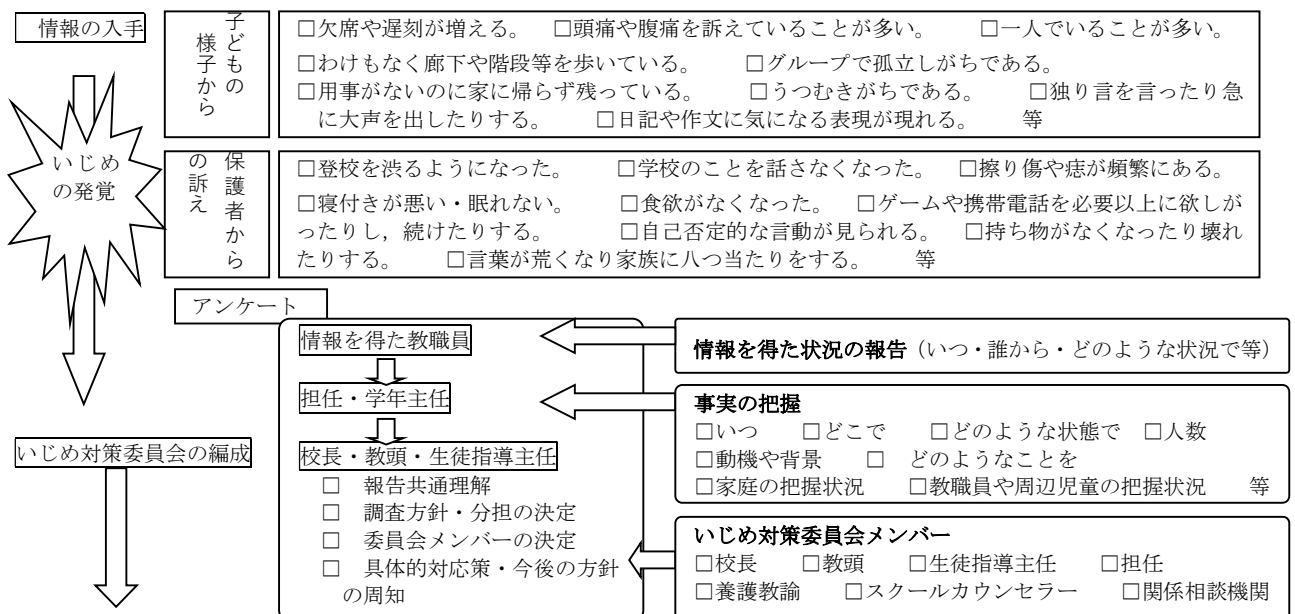
① 具体的な取組

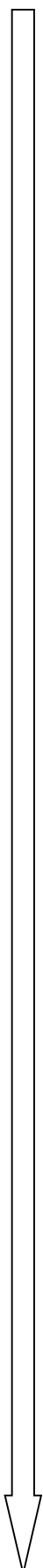
- 前年度からの引継をもとに、全職員での共通理解 (5月 年間計画参照) [生徒指導係]
- 「学校生活アンケート」等の実施 (毎月) [生徒指導係]
- 「いじめ対策必携」「生徒指導提要」の活用 (夏季休業中) [生徒指導係]
- 定期的な教育相談による実態の把握 (4月・11月・2月) [教育相談係]
- 全職員による校内巡視 [全職員]
- 関係機関との連携 [管理職・生徒指導係]
- 保護者・地域住民への情報提供と啓発 [全職員]
- 学年会や職員朝会などでの情報交換・共通理解 [全職員]

(5) いじめへの早期対応について

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめを通報した子どもやその周囲にいた子どもへの対応も徹底するようにする。また、いじている子ども、いじめられている子ども双方の家庭に、いじめの実態や経緯等について連絡し双方の家庭の協力ももらいながら解決するようにする。また、教育委員会や各相談機関等とも連携を図るようにする。

いじめ問題早期対応の流れ





**いじめられた子どもへの対応**

- ① 「いじめられている子どもを守り通す」という学校側の姿勢を明確に示す。
- ② 一人で悩まず、誰かに相談するように指導する。
- ③ 子どもの気持ちを受容し、その子の良さを見つけ、認め、共感的に受け止める姿勢で臨む。
- ④ 心理的な影響にも配慮し、専門家と連携することも検討する。

**具体的な方法と留意点**

- 事情を聞く際は、秘密が守られる環境を準備する。(相談室や保健室、放課後 等)
- 焦らずせかさず、子どもが心の整理をする時間を確保する。(1回当たり30分~40分・場合によっては数回に分けて行う。)

**いじめを行った子どもへの対応**

- ① 「いじめが人間として許されない行為である」ことを分からせる。
- ② いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ③ 周りの子どもからの情報も収集し、実態を正確に把握する。
- ④ 集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ⑤ いじめた子どもの家庭環境や地域での状況、人間関係、生活経験等についても把握する。
- ⑥ 場合によっては警察や専門機関との連携を密にとり指導に当たる。

**具体的な方法と留意点**

- いじめた子どもが複数いる場合は、個別に複数の教師が同時に事実確認を行うようにする。
- 「被害者にも非がある」と認めない。
- 「いじめ」という言葉を使わずに、加害者が行った具体的な行為を焦点に当て、そのことがいけない行為だということを理解させる。

**いじめを通報した子どもや**

**周囲にいる子どもへの対応**

- ① 通報したことで、いじめられることは絶対にならないという学校側の姿勢を明確にし、いじめを見逃さない体制を作る。
- ② いじめを訴えることは、正義に基づいた勇氣ある行動であることを指導する。
- ③ はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。

**具体的な方法と留意点**

- 定期的にアンケートを実施し、情報収集をする。
- アンケートは保管し、事実確認や事後指導に活用する。
- 道徳や学級活動で子どもの身近な例を挙げながら、考えさせる機会を作る。

**保護者への対応**

- ① いじめられた子どもの保護者への対応
  - ・発見したその日に、保護者と面談し事実関係を伝える。
  - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
  - ・学校として子どもを守ることを十分に伝え、些細なことでも連絡相談するように伝える。
- ② いじめた子どもの保護者への対応
  - ・責めるのではなく、事実を正確に伝える。
  - ・「どのようなことがあっても、いじめは許されない行為であること」を理解してもらい、家庭での指導を依頼する。
  - ・担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力して解決していただけるように要請する。

**具体的な方法と留意点**

- 事前に連絡を入れ、直接会って話をするようにする。
- 担任が中心となり、場合によっては管理職や学年主任・生徒指導主任などが同席する。
- 被害者、加害者という立場だけでなく、どちらも子どもをもつ親であることを理解してもらい、協力して子どもを見守っていただけるように依頼する。
- 保護者同士の話し合いの場を設定する際は、担任等が仲介役になり、学校など公の場で行う。

**地域や関係機関等への対応**

- ① 警察や教育相談機関、教育委員会、児童相談所などへ事実を報告し指導を受ける。
- ② 登下校の様子や地域行事の様子など見守ってもらい、気になる様子があった時は、遠慮なく連絡をしてもらうようにする。

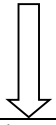
**具体的な方法と留意点**

- 警察・教育相談機関・児童相談所などへの連絡・相談→管理職
- 地域への啓発→管理職・生徒指導主任
- スクールカウンセラーとの連携→担任・管理職
- 担任へのサポート→生徒指導主任・管理職
- 保護者や子どもの心のケア(県総合教育センター教育相談課の紹介)→担任・管理職

- 継続したアンケートの実施
- 定期的ないじめ対策委員会の開催と経過報告
- 職員への周知徹底



継続指導・経過観察



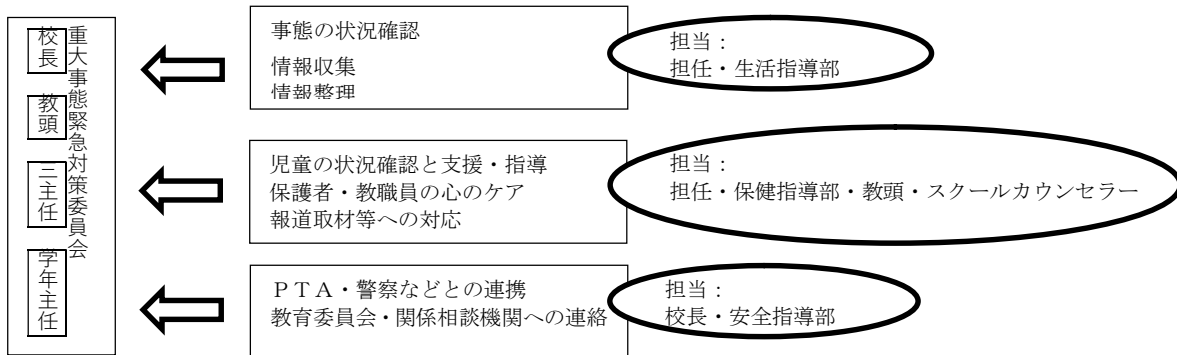
再発防止・未然防止活動

- 職員会議による未然防止の検討
- 子どもへの指導

## (6) 重大事態への対処について

いじめにより該当する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められた時、または該当する子どもが相当期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされた時、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時を、いじめによる重大事態と想定する。

① 校長は、「重大事態緊急対策委員会」を招集し、指導に当たる。



② 重大事態の報告

校長は、重大事態の事実関係、その他必要な情報等を直ちに教育委員会に報告し指示を仰ぐ。

【報告内容】

- いつ（いつ頃から）       どこで       誰が       何をどのように（態様）
- なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

※ いじめられた子どもからの聞き取りが可能な場合は、聞き取り調査を中心に得た情報と、他の情報を提供してくれた子どもの情報なども踏まえて報告する。その際、いじめられた子どもの学校復帰を最優先とした調査を行うとともに、情報を提供してくれた子どもの安全を確保する。

※ いじめられた子どもからの聞き取りが不可能な場合は、保護者の要望や意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

③ その他の留意事項

○ 心のケア

いじめられた子ども及び、その保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査の対象になる子どもや保護者に心理負担を与えることを考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

○ 調査に当たっての説明等

いじめられた子どもやその保護者に対して、調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。調査経過についても適時報告するようにする。

○ 調査対象の子ども及びその保護者に対して

調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた子ども及び、その保護者に情報提供の旨を十分説明し、承諾を得ておく。

○ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携を取りながら対応する。

## (7) 事後処置と再発防止

○ 教育活動の再開

校長は、事態の収束に向けて、速やかに日常の教育活動を再開し、学校や学級が受けるダメージを短期間で最小限に食い止めることに努め、今後の教育活動の中で回復に向けた充実策を練る。一方、関係する子どもとの人間関係のわだかまりの収束や回復に向けて、教育相談等の関係機関との連携を継続するなどして、ケアの継続充実に努める。

○ 原因究明と課題の明確化

いじめ問題の重大発生時の対応等について総括し、特に危機が発生した原因が明確になるものについては、徹底した究明を行い、その要因や背景について分析することが必要である。

特に、未然防止に向けた見落とししやすい視点や人間関係における取組、職員間や保護者への連絡・説明等の在り方など、迅速・正確・分担・連携等の観点や保護者、教職員、子ども、関係機関などの様々な立場から分析・評価を行い、課題を明確にする。

○ 再発防止の取組の改善・充実

危機管理のプロセスに基づき分析・評価した課題を解決するため、教職員による検討会や専門機関を講師に招いた校内研修会等により改善策を図り、教職員への周知徹底と危機管理対応マニュアルや訓練計画等の改善を行うことが必要である。

○ 子ども・保護者への再発防止の啓発

危機発生の原因究明や対応等の課題についての改善策を子どもや保護者・地域住民に、様々な機会を捉えて説明するとともに、地域住民にも協力を呼びかけるなどして、再発防止策の周知徹底を図ることが必要である。

## (8) 信頼される学校づくりに向けた取組

- 本校のいじめ防止基本方針はホームページで公表し、いじめ防止の理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図るようにする。
- 再発防止等の啓発に向けて、学校便りや週報、人権週間等での呼びかけを行うと同時に、学校支援ボランティアや学校見守り隊の協力を得て、情報収集に努める。
- 学期末に定期的な見直しを行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。
- 学期ごとに「信頼される学校づくり委員会」を開催し、学校側の説明責任を果たすと同時に、委員の指導をもとにいじめ防止に対する意識の向上を図る。